

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

令和4年4月1日

安城市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 安城市地域

(1) 現況

本地域は、明治用水の豊かな水に恵まれ、米麦を中心に多角経営農業が行われ「日本デンマーク」と紹介される農業都市として栄えた地域である。近年、「安全安心な農畜産物の供給」、「農地と環境の保全」、「地域の住民や消費者とともに地域に溶け込んだ取り組み」を展開し、農業、農地、地域の維持発展を目指している。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、地域住民と協力して農地や農業用施設の保全・補修を行うことにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

実施を推進する区域	実施を推進する事業
里地区	第3条第3項第1号に掲げる事業
尾崎地区	第3条第3項第1号に掲げる事業
浜屋地区	第3条第3項第1号に掲げる事業
柿碓地区	第3条第3項第1号に掲げる事業
今村地区	第3条第3項第1号に掲げる事業
篠目地区	第3条第3項第1号に掲げる事業
池浦地区	第3条第3項第1号に掲げる事業
新田地区	第3条第3項第1号に掲げる事業
西別所地区	第3条第3項第1号に掲げる事業
東別所地区	第3条第3項第1号に掲げる事業
北山崎地区	第3条第3項第1号に掲げる事業

高木地区	第3条第3項第1号に掲げる事業
大岡地区	第3条第3項第1号に掲げる事業
山崎地区	第3条第3項第1号に掲げる事業
上条地区	第3条第3項第1号に掲げる事業
東尾地区	第3条第3項第1号に掲げる事業
横山地区	第3条第3項第1号に掲げる事業
箕輪地区	第3条第3項第1号に掲げる事業
二本木地区	第3条第3項第1号に掲げる事業
高棚地区	第3条第3項第1号に掲げる事業
福釜地区	第3条第3項第1号に掲げる事業
赤松地区	第3条第3項第1号に掲げる事業
古井地区	第3条第3項第1号に掲げる事業
石井地区	第3条第3項第1号に掲げる事業
和泉地区	第3条第3項第1号に掲げる事業
榎前地区	第3条第3項第1号に掲げる事業
東端地区	第3条第3項第1号に掲げる事業
根崎地区	第3条第3項第1号に掲げる事業
城ヶ入地区	第3条第3項第1号に掲げる事業
藤野地区	第3条第3項第1号に掲げる事業
桜井北地区	第3条第3項第1号に掲げる事業
桜井南地区	第3条第3項第1号に掲げる事業
小川地区	第3条第3項第1号に掲げる事業
三ツ川地区	第3条第3項第1号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

愛知県が策定する多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）において、推進組織として位置付けられる愛知県農地水多面的機能推進協議会に参画し、多面的機能支払交付金による取組の円滑な実施を図ることとする。